



第4期

富田林市地域福祉計画

富田林市地域福祉活動計画

2022（令和4）年度～2026（令和8）年度

 富 田 林 市

 社会福祉
法 人 富田林市社会福祉協議会

計画の詳細はこちら

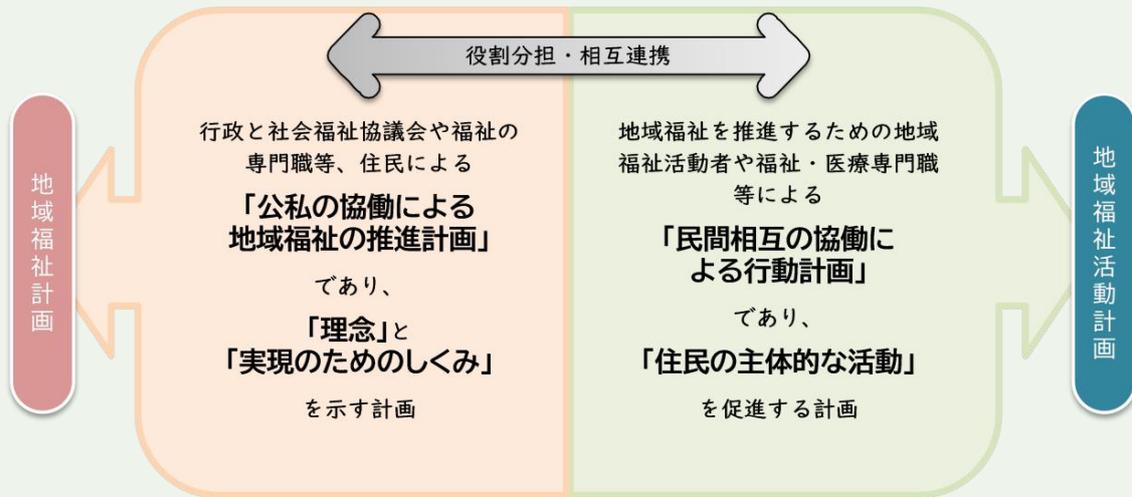


1 計画策定の趣旨と計画期間

2021(令和3)年度で「第3期富田林市地域福祉計画・富田林市地域福祉活動計画」が計画期間満了となることから、「第4期富田林市地域福祉計画・富田林市地域福祉活動計画」を策定しました。

本計画では、前計画での取組の成果やコロナ禍等の社会情勢、住民ニーズの変化等をふまえ、一人ひとりの幸せと地域の理想に着目し、地域共生社会の実現に向けた『増進型地域福祉』の考えをさらに推進していきます。

本計画の期間は、2022(令和4)年度から2026(令和8)年度までの5年間とします。



2 計画の基本理念と基本目標

本計画では、市総合基本計画にかかげる将来像の実現の一翼を担うものとして、増進型地域福祉の考え方を関係各事業を実施する際の基本的視点とした上で、地域福祉計画と地域福祉活動計画において共有する下記の基本理念の実現において、4つの基本目標と2つの重点施策を設定しました。

基本理念 一人ひとりの幸せと地域の理想を実現する 富田林

増進型地域福祉の推進

基本目標1 人と地域がつながっている

基本目標2 地域を支える力が育まれている

基本目標3 確実に支援が届いている

基本目標4 安心できる環境

重点施策1 地域の理想の実現にむけた取組への支援

重点施策2 地域とともに創る重層的な相談支援体制



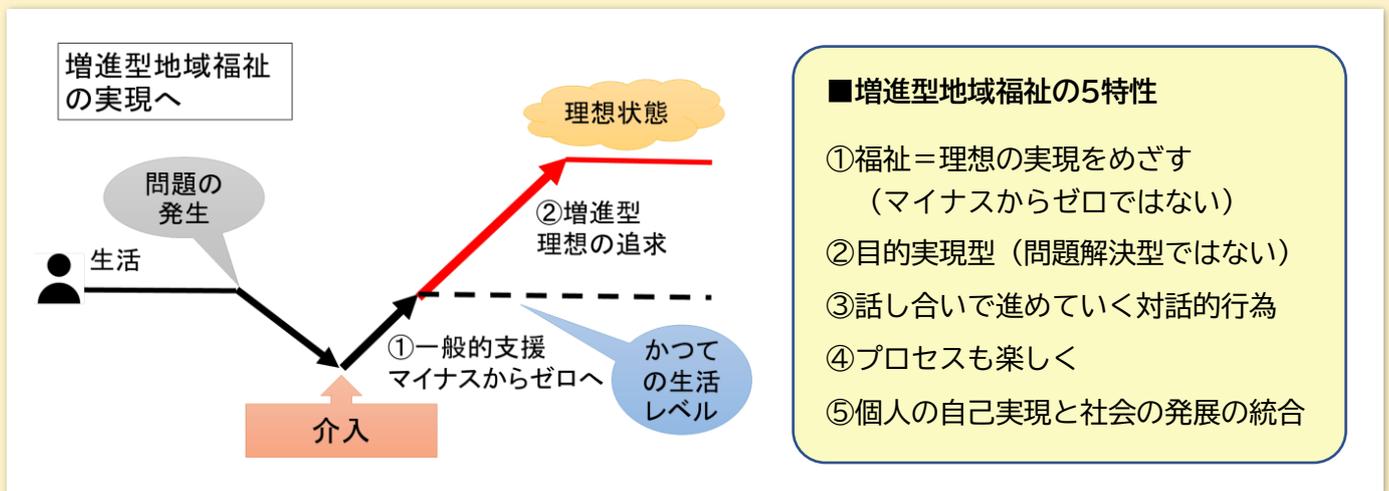
3 地域福祉と増進型地域福祉について

「地域福祉」とは、住民、各種団体、行政及び社会福祉協議会などが連携し、だれもが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めていこうとする取組のことをいいます。

そのなかでも「増進型地域福祉」は、「福祉」本来の意味である「幸福」を地域で実現するため、地域の理想を描き、その理想の実現において地域住民と専門職等が力を合わせて取り組んでいく「目的実現型」の地域福祉のことをいいます。

地域で生じる課題を取り除いて元の状態にもどす従来の「問題解決型」の地域福祉に対して、「目的実現型」の地域福祉は、地域がどうなればよいかという理想を描いて、それぞれの特性を生かしながら課題が発生する以前より住みやすく、一人ひとりがその人らしい生き方ができる地域を実現していこうとするものです。

【増進型地域福祉のイメージ】



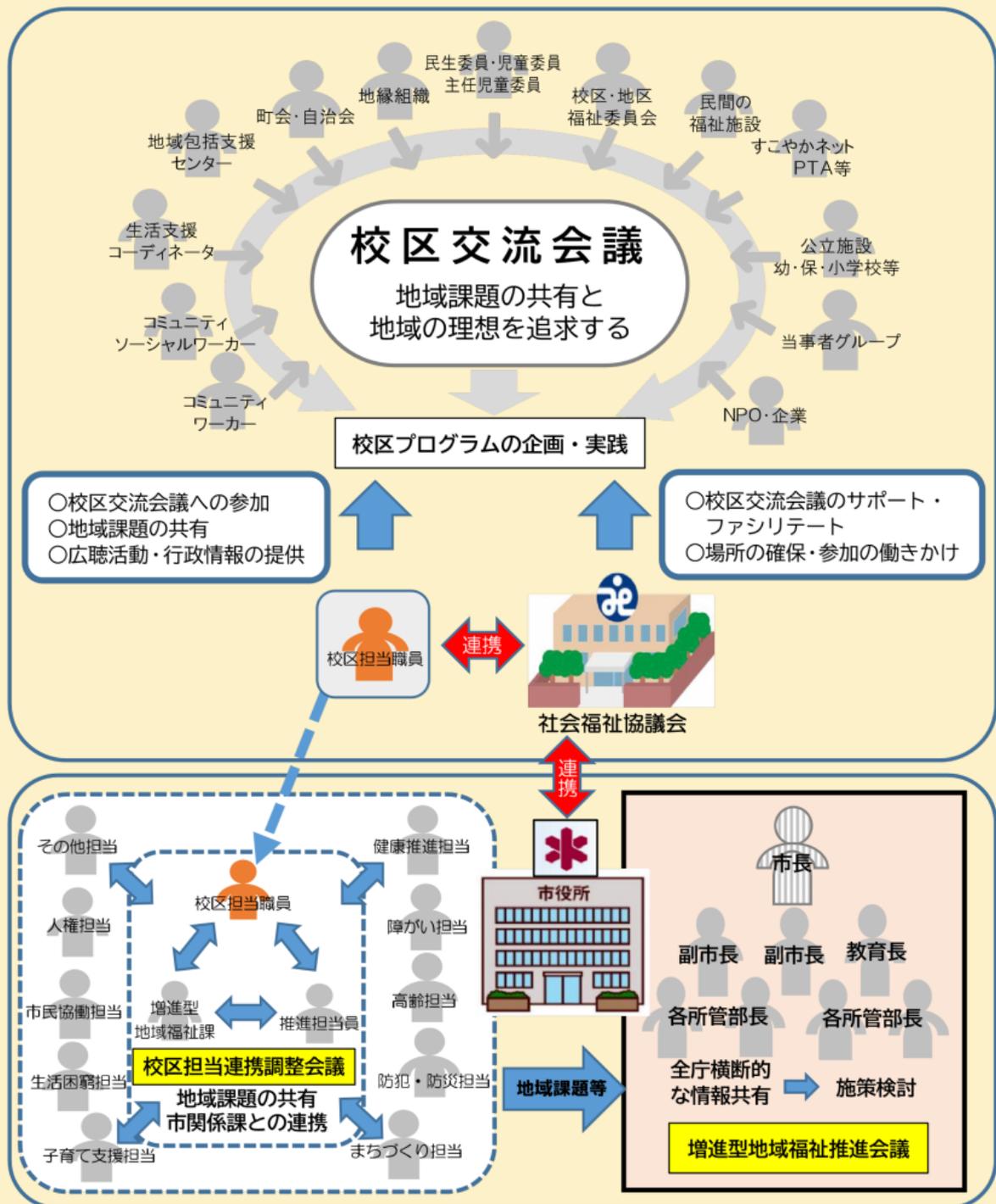
みんなで地域の理想を話し合い、その実現に取り組んでいます。

4 重点施策

重点施策1 地域の理想の実現にむけた取組への支援

増進型地域福祉を推進するためのしくみとして、富田林市では小学校区単位で、地域の住民や福祉活動団体、福祉専門機関等、さまざまな主体が参加して地域の課題を共有するとともに、地域の理想について話し合う『校区交流会議』を開催しています。さらに、会議で話し合われた地域の理想の姿の実現にむけた具体的な取り組みである『校区プログラム』についても実践が進められています。

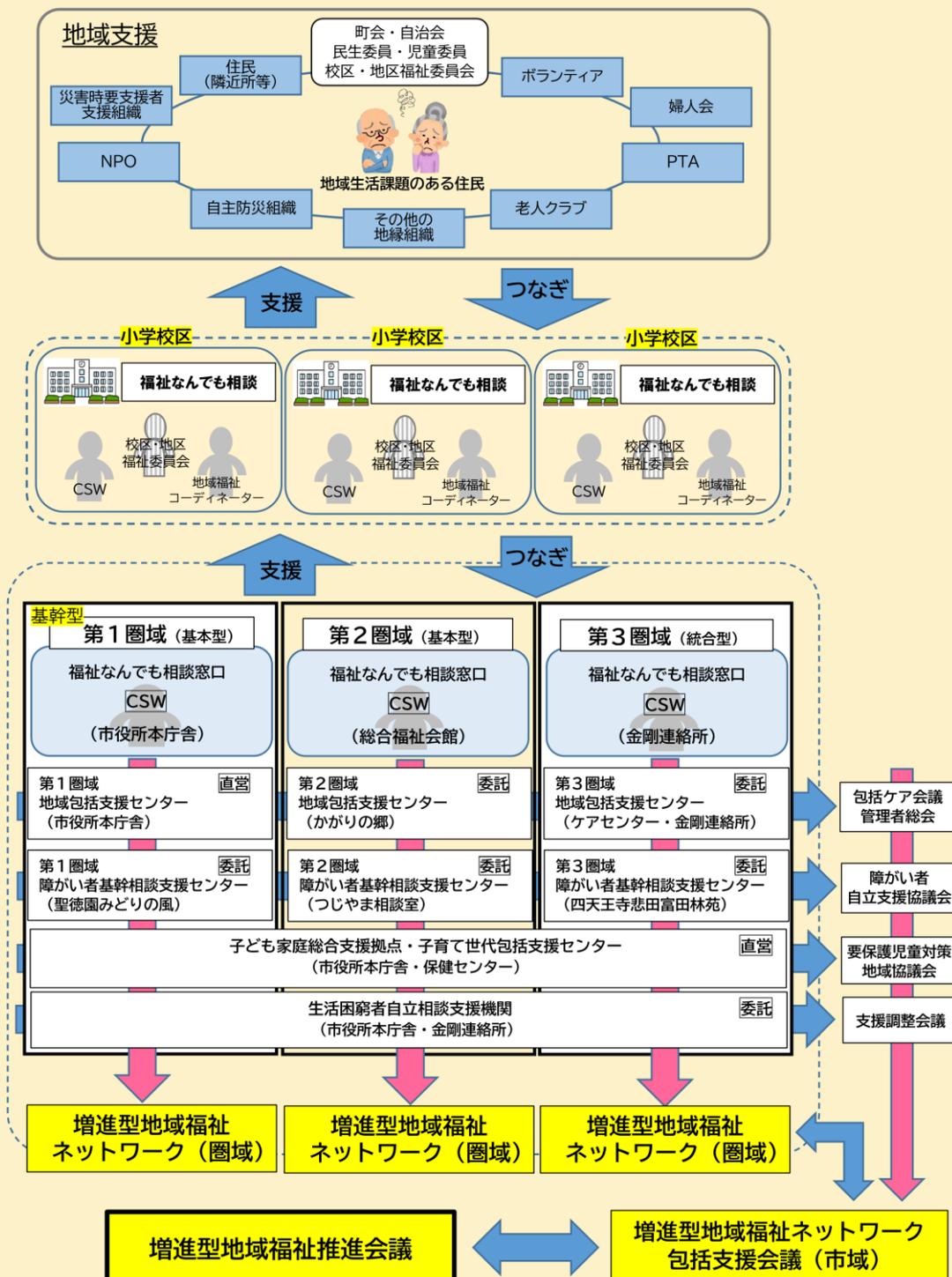
社会福祉協議会では会議のサポート、市では地域と行政をつなぐ役割として校区担当職員の派遣など、市・地域・社会福祉協議会が連携しながら、増進型地域福祉のさらなる推進をめざします。



重点施策2 地域とともに創る重層的な相談支援体制

高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮等の従来のわく組みにとらわれず、さまざまな生活課題や不安を抱える人が、気軽に何でも相談できる身近な相談窓口として、市内3か所の圏域型「福祉なんでも相談窓口」のほか、各小学校区にも校区型「福祉なんでも相談窓口」の開設を進め、圏域レベル・校区レベルの2層による相談支援体制を整備します。

さらに、圏域ごとに福祉分野横断的なネットワークを構築することで、どのような生活課題の段階（地域<校区<圏域）にも対応できるよう重層的な相談支援体制整備を推進します。



基本目標1
人と地域が
つながっている

災害時の支援をはじめ、ニーズが潜在化している人への支援には欠かせない、支え合い、助け合うことのできる地域基盤づくりにおい、住民同士の顔がみえる関係づくりを推進します。



地域福祉計画

- (1) 地域における交流の推進とつながりづくり
 - ① 住民が交流できる機会の提供
 - ② 地域活動の促進と活動拠点の提供
 - ③ コミュニケーション支援の推進
- (2) 支え合い・助け合い活動の推進
 - ① 支え合い・助け合い活動への参加促進
 - ② 地域における見守り体制の充実
 - ③ 地域と行政をつなぐしくみの構築

地域福祉活動計画

- (1) 地域におけるふれあいとつながりづくり
 - ① 地域交流の機会づくり
 - ② 誰もが過ごせる居場所づくり
- (2) 小地域ネットワーク活動の推進
 - ① 福祉委員会活動の強化
 - ② 各種地域活動団体の支援

基本目標2
地域を支える力が
育まれている

地域を愛する心を育み、福祉に限らないさまざまな分野において学習機会を提供するとともに、地域活動についての組織化支援や情報発信を進めるなど、団体活動の活性化にも取り組みます。また、このような民間団体の有機的な連携により生み出される力が、公的支援だけでは対応できないニーズに対して有効となることから、より多くの個人・団体に地域福祉をともに担う一員となっていただけるよう地域福祉のコーディネートを進めます。



地域福祉計画

- (1) 地域における担い手づくりの推進
 - ① 地域を愛する心を育む機会の充実
 - ② さまざまな学習機会の提供
- (2) 地域活動団体の連携強化
 - ① 組織化支援の充実
 - ② 地域福祉コーディネートの推進
- (3) ボランティア・NPO活動等の推進
 - ① 活動支援と情報共有
 - ② 地域で活動する人材の育成

地域福祉活動計画

- (1) 福祉共育の推進
 - ① 福祉理解の醸成
- (2) 地域福祉の担い手づくりと団体の連携強化
 - ① 地域で活動する担い手の育成
 - ② 小学校区単位で取り組める地域づくり
 - ③ 地域団体との連携強化
- (3) ボランティア・NPO活動の推進
 - ① 活動参加に向けた支援
 - ② ボランティアセンターの機能強化



基本目標3
確実に支援が
届いている

情報提供の充実のほか、住民の一人ひとりが抱えている悩みや必要な支援にきめ細かく対応するための重層的相談支援体制の構築、ならびに福祉・介護等を担う事業所への支援や専門的な人材の育成に努めるなど、確実に必要な支援を届けることができる体制づくりを推進します。



地域福祉計画

- (1) 情報提供の充実
 - ① 情報のバリアフリー化の推進
 - ② 地域福祉に関する情報の共有
- (2) 重層的な相談支援体制づくり
 - ① 身近な総合相談窓口の充実
 - ② 分野を超えた支援ネットワークの構築
- (3) 多様な主体によるサービス提供と専門的な人材の育成
 - ① 福祉サービスの提供主体への支援
 - ② 専門的な人材の育成
- (4) 人権尊重と権利擁護体制の充実
 - ① 人権教育・啓発の推進
 - ② 虐待・暴力防止と適切な対応
 - ③ 成年後見制度の利用促進
- (5) さまざまな課題を抱える住民への支援
 - ① 制度の狭間の課題への対応
 - ② 生活困窮者等への支援
 - ③ 自殺予防の取組の推進
 - ④ 再犯防止（更生支援）にむけた取組の推進

地域福祉活動計画

- (1) 情報発信の充実
 - ① わかりやすい情報の発信
- (2) 相談支援体制の充実
 - ① 相談支援体制の整備
 - ② 生活困窮者等の自立支援
- (3) 福祉サービス充実の支援と人材育成
 - ① 福祉サービスの発展
 - ② 福祉専門職の育成支援
- (4) 権利擁護体制の充実
 - ① 判断能力に応じた支援を受けられる体制づくり
 - ② 支援者が活動しやすい環境づくり



基本目標4
安心できる環境

医療体制の確保、移動手段の確保、防犯など安心できる環境におけた取組とともに、災害発生時への備えとして、避難行動要支援者支援などの取組も進めます。

地域福祉計画

- (1) 日常生活における安心できる環境づくり
 - ① 医療体制の整備
 - ② 移動支援の体制整備
 - ③ 交通安全意識等の啓発
 - ④ 防犯対策の充実
- (2) 災害発生時における安心できる環境づくり
 - ① 避難行動要支援者支援の推進
 - ② 地域における組織づくりの促進

地域福祉活動計画

- (1) 移動手段の支援
 - ① 移動困難者の利便性向上
- (2) 災害時支援体制の充実
 - ① 災害ボランティアセンターの体制整備
 - ② 平常時からの見守り・支え合い
- (3) 犯罪被害の防止
 - ① 防犯に対する意識の醸成

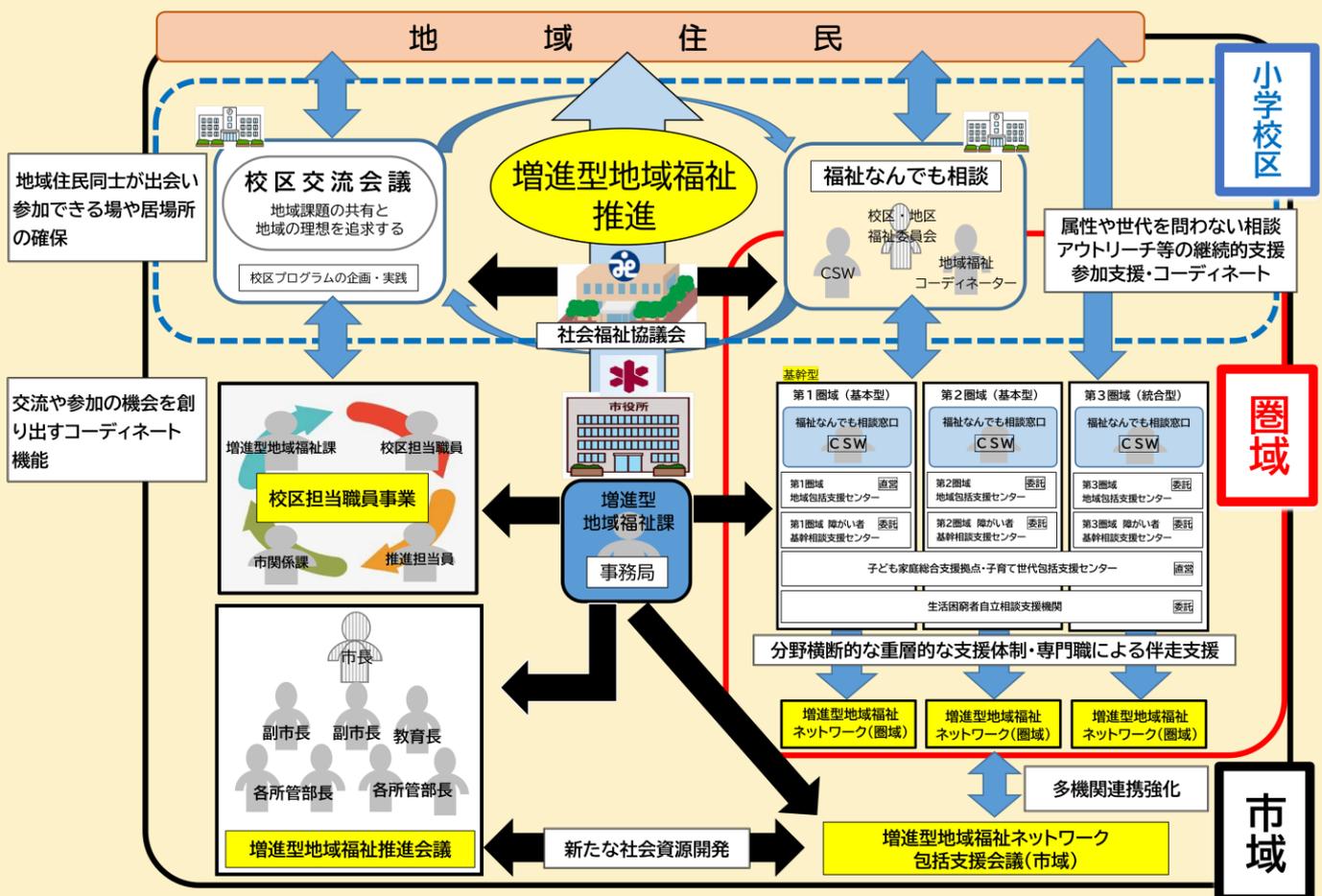


6 計画の推進に向けて

本計画は、地域における高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの福祉の各分野における共通的な事項を記載するいわゆる「上位計画」として策定しており、その推進にあたっては、各分野との連携体制の整備を図る必要があります。（※成年後見制度利用促進計画、ならびに再犯防止推進計画を包含。）

また、本市の地域福祉推進の特徴である「増進型地域福祉」は、行政による福祉サービスの提供だけでは実現できず、市民、関係機関など地域に関わる多様な主体と行政とが協働して取り組むことが重要となることから、市や社会福祉協議会が実施する事業の進捗管理に加えて、地域や福祉専門機関での取組状況の把握にも努めていきます。

【増進型地域福祉のネットワーク図】



〔編集・発行〕2022(令和4)年3月

富田林市 子育て福祉部 増進型地域福祉課
〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号

電話：0721-25-1000(代) Fax：0721-21-4782
<http://www.city.tondabayashi.osaka.jp/>

社会福祉法人 富田林市社会福祉協議会
〒584-0037 大阪府富田林市宮甲田町9番9号
(総合福祉会館内)

電話：0721-25-8200
<https://tonsyakyo.info/>